平成２８年（フ）第１８４号
群馬県高崎市上佐野町352番地２　上佐野マンション203号
債務者　小泉　由美
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２５７８号
大阪市此花区酉島３丁目２番４号、前住所大阪市此花区酉島３丁目１番10号201
債務者　中山　美明
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７９号
大阪市此花区酉島３丁目２番４号、前住所大阪市此花区酉島３丁目１番10号201
債務者　中山千香子（旧姓永井・安里）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１３号
大阪市北区国分寺１－２さざなみプラザ第５第31号棟　第809号、住民票上の住所大阪市北区天満橋２丁目４番４－309号
債務者　木下恵以子こと　木下惠以子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３８号
大阪府吹田市千里山西２丁目１番40―608号
債務者　小野　克弥
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０５６号
大阪府茨木市丑寅２丁目８番１号　カーサ南茨木Ⅱ　205号
債務者　宮本　澄子（旧姓板東）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０５７号
大阪市淀川区十三東１丁目16番16―502号
債務者　金築　　勤
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０９２号
大阪市浪速区下寺３丁目16番６―605号
債務者　平岡　知也
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０９４号
大阪市淀川区三国本町２丁目９番18号　ラピス三国本町205号
債務者　俵　　美和
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１１９号
大阪市北区本庄東１―10―21―302、住民票上の住所大阪府吹田市南金田２丁目23番２―1005号
債務者　福井　大輔（旧姓西）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２２８号
大阪府寝屋川市中木田町25番５号
債務者　永吉暁光こと　永吉　暁光
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４７９号
大阪府寝屋川市下神田町25番10―207号
債務者　明山　恵美（旧姓福盛）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０２号
大阪府茨木市大池１丁目２番16号
債務者　櫻田　直美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　松尾　幸成
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１８号
大阪府吹田市千里山西６丁目14番６号（C―102）
債務者　真田かおり
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７５号
大阪府東大阪市西堤西３番28号高井田ル・グラン406号
債務者　花井玉美こと　金　　玉美（旧姓徳森）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８４号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目17番20―402号
債務者　鳥毛　　学
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部